

山形市からのお知らせ

排出事業者の皆様へ

○事業所から発生したごみは、排出事業者自らが責任を持って処理しなければなりません

- ・事業（店舗、飲食店、事務所、家内事業（法人・個人問わず）のごみは、各事業者責任のもと、「産業廃棄物」と「一般廃棄物」に分別して処理する必要があります。

（！ 要注意！）

○廃棄物は適正に分別してください

- ・エネルギー回収施設へ搬入された、事業所からの「もやせるごみ」の中に、コンクリートブロックやビン・ガラスくずなど、「もやせるごみ」でない物が混入する事案が起こっています。
- ・不適正なごみの搬入によって、処理施設が故障し停止すると、市民生活へ影響を及ぼすおそれがあります。

○事業所から発生するごみは、「許可業者」へ依頼し、又は「自己搬入」にて処理してください

＜許可業者へ依頼の場合＞

- ・「一般廃棄物許可業者」や、「産業廃棄物許可業者」は、山形市ホームページをご覧ください。

＜自己搬入による場合＞

- ・事業所からの「一般廃棄物」と「一部の産業廃棄物」については、エネルギー回収施設（立谷川・川口）、立谷川リサイクルセンターへ自己搬入し処理することができます。※詳細は裏面をご覧ください。

～事業系ごみの自己搬入時注意事項～

山形市の事業系ごみの受け入れ先とその種類

【事業系一般廃棄物】（※業種により、産業廃棄物に該当する場合がありますのでご注意ください。）

【エネルギー回収施設（立谷川）・エネルギー回収施設（川口）】で受け入れするもの

受け入れるごみの種類	注意点
もやせるごみ （産業廃棄物を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 厨芥類（生ごみ）は、十分に水切りをして出す。 ・ 金属・プラスチック等は取り除く。 ・ 紙くず類で再生可能なものは受け入れません。
可燃性粗大ごみ（※）	金属・プラスチック等は取り除く。 (※)エネルギー回収施設（立谷川）・（川口）に事前にお問合わせください。

【産業廃棄物（搬入制限有）】

【立谷川リサイクルセンター】で受け入れするもの

受け入れるごみの種類	注意点
金属くず・ガラスくず （ビン・カン類及び 不燃性粗大ごみ）	ビン・カン類は鉄製・アルミ製・ガラス製の、酒類・清涼飲料水・食品類容器の空瓶及び空缶に限る。 不燃性粗大ごみは机、書庫その他これに類するものに限る（※2） (※2)立谷川リサイクルセンターに事前にお問合わせください。
水銀含有ごみ（※2）	電池・蛍光灯・体温計・血圧計など (※2)立谷川リサイクルセンターに事前にお問合わせください

【上記搬入先の処理手数料】

搬入先	ごみの種類	ごみ処理手数料
エネルギー回収施設 （立谷川）・（川口）	もやせるごみ、可燃性粗大ごみ	10kgまでごと 140円
	ビン・カン類、不燃性粗大ごみ	
立谷川リサイクルセンター	水銀含有ごみ	1kgまでごと 250円

受け入れできないもの

上記のいずれにも該当しないごみは、エネルギー回収施設・立谷川リサイクルセンターで受け入れることができません。各事業者の責任において、産業廃棄物許可業者にご依頼ください。

【お問い合わせ先】

山形市役所環境部 廃棄物指導課

- ・ 一般廃棄物係 (023-641-1212 (内 687))
- ・ 産業廃棄物係 (023-641-1212 (内 869・870))

【各施設連絡先】

- ・ エネルギー回収施設（立谷川） 023-686-6025
- ・ エネルギー回収施設（川口） 023-672-2711
- ・ 立谷川リサイクルセンター 023-687-2040